

〔小鹿野町プレミアム商品券発行補助事業〕  
新型コロナウイルス感染症に負けるな！  
おがニャッピープレミアム付商品券発行事業 実施要項

1 事業実施の目的

小鹿野町プレミアム付商品券発行事業は、新型コロナウイルスによる影響を受けている地域経済の下支えをするため、緊急経済対策としてプレミアム付商品券を発行し、地域消費を喚起し、商業・サービス等の振興を図ることにより、地域経済を活性化させるとともに住民生活を支援することを目的とする。

2 商品券発行等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 事業名     | 小鹿野町プレミアム商品券発行補助事業  |
| (2) 名称      | 新型コロナウイルス感染症に負けるな！<br>おがニャッピープレミアム付商品券  |
| (3) 実施主体    | 西秩父商工会  |
| (4) 発行額     | 2億4千万円（プレミアム相当分4千万円）  |
| (5) 発行内容    | 1セット12枚綴り（共通券1,000円券×10枚、小規模小売店専用券1,000円券×2枚、12,000円分）を10,000円で販売<br>共通券：取扱店全店で利用できる商品券<br>小規模小売店専用券：取扱店の中で <u>中型・大型店以外</u> の店舗で利用できる専用券<br>※中型店：小鹿野町小売店舗設置届出に関する要綱に基づく総店舗面積300㎡以上～1000㎡以下の小売店<br>※大型店：大店立地法に基づく総店舗面積1000㎡を超える小売店 |
| (6) 発行部数    | 20,000セット   |
| (7) プレミアム   | 20%（小鹿野町が補助）  |
| (8) 購入限度額   | 1人当たり5セットまで   |
| (9) 利用限度    | 1回当たり（額面）60,000円まで  |
| (10) 有効期間   | 令和2年7月18日（土）から令和2年12月31日（木）までとする。   |
| (11) 換金受付期間 | 令和2年7月20日（月）から令和3年1月15日（金）までとする。  |
| (12) 換金支払期間 | 令和2年8月17日（月）から令和3年2月1日（月）までとする。<br>※なお、毎月15日までの換金受付分については当月末（土・日・祝・年末年始の場合は、翌営業日）に、毎月16日から月末までの換金手続分については、翌月15日（土・日・祝の場合は、翌営業日後）に振込むものとする。  |
| (13) 取扱店資格  | 小鹿野町に店舗・事業所等を有する商工業者  |
| (14) 取扱店登録料 | 取扱店登録料は無料とする。   |

### 3 商品券の販売方法

- (1) 販売期間 令和2年7月18日(土)から令和2年12月25日(金)までとする。  
※7月18日(土)、7月19日(日)のみ「小鹿野町観光交流館(陣屋)・小鹿野町両神庁舎・倉尾ふるさと館・JAちちぶ旧長若支店」の特設会場で販売を行う。ただし、7月18日、7月19日以外の土曜日、日曜日及び祝日については販売を行わない。  
また、発行セット数に達し次第、販売を終了する。
- (2) 販売日及び販売時間
  - ① 西秩父商工会  
月曜日から金曜日(※祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
- (3) 販売場所 西秩父商工会
- (4) 販売対象者 小鹿野町に在住している町民を対象とする。  
※令和2年7月1日(水)時点の小鹿野町在住の町民を対象とした初回購入案内を実施する。但し、7月2日(木)以降、新たに住民登録した町民にも対象者とし、商品券が完売するまでは、同様に購入案内を実施する。
- (5) 購入方法 商品券は、住民が各世帯に配布される「プレミアム付商品券購入登録証」に住所、氏名及び購入希望セット数を記入し購入するものとする。
- (6) 販売伝票の発行 商品券の購入者に対し、商工会は、販売伝票を発行する。

### 4 商品券取扱上の厳守事項

- (1) 商品券は、取扱店として登録された小鹿野町内の店舗、事業所等(以下「取扱店」という。)における物品の販売又は役務の提供などの取引においてのみ利用することができるものとする。
- (2) 商品券を現金と交換することはできない。
- (3) 商品券の利用が額面に満たない場合においてもつり銭は出さない。
- (4) 有効期間を経過した商品券は無効とする。
- (5) 取扱店における商品券の紛失又は盗難に関し、西秩父商工会はその責を負わない。
- (6) 紛失その他の事由による商品券再発行の申し出には、一切応じることはできない。

### 5 商品券の利用対象除外

- (1) 税金、水道・電気料金等の公共料金の支払い
- (2) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)

- (4) 取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引
- (5) 買掛金、売掛金の支払い
- (6) 土地・家屋購入、地代・家賃・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い（但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。）
- (8) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用
- (9) 取扱店が特に指定するもの

## 6 取扱店の参加資格

取扱店の参加資格は、小鹿野町内に店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）を有する事業者とし、次の各号に掲げる事業者は除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者（但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。）
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記5「商品券の利用対象除外」に規定する内容のみを取扱う事業者
- (4) 個人事業者・法人の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (5) 商工業活動を行うにあたり許可又は免許が必要な場合に、必要な許可を取得していない事業者（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許 他）

## 7 取扱店登録申請

- (1) 取扱店として登録を希望する者は、本事業実施要項に同意の上、「商品券取扱店登録申請書」、「登録に関する同意書」に必要事項を記入し、確認資料（確認資料が必要な場合のみ）を添えて下記宛に提出するものとする。

① 住 所 〒368-0105 小鹿野町小鹿野 298-1

② 名 称 西秩父商工会

③ 提出方法 1) 商工会窓口持参（原則）**※商工会員外は窓口持参のみ**

※窓口受付は平日のみ8：30～17：15（土日祝日は除く）

※商工会員の方は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため  
下記特例登録申請の2)～4)の登録も可能とします。

### 【特例登録申請】

2) 郵送（西秩父商工会へ）

3) FAX (商工会 0494-75-1382)

4) WEB 申請 (商工会ホームページの特設ページより PDF かエクセルデータを送信) <https://www.nishichichibu.or.jp/info/coupon/>

※特例登録申請の登録方法に係る諸費用は、各自取扱店の負担とするものとし、特例登録申請時に個人情報が出た場合、西秩父商工会は責任を負わないものとする。

- ④ 提出物 1) 「おがニャッピープレミアム付商品券取扱店登録申請書」  
2) 「おがニャッピープレミアム付商品券取扱店登録に関する同意書」  
3) (事業活動を行うにあたり許可又は免許が必要な場合のみ)

確認資料：飲食店営業許可、酒類販売業免許 他

(2) 申請受付期間は、原則として令和2年6月11日(木)から令和2年6月26日(金)(商工会到着分)までとし、当該期間に申請書が提出され、期日までに取扱店として登録された場合は、「プレミアム付商品券購入登録証」チラシ裏面に記載する取扱店一覧に掲載する。なお、申請受付期間が経過しても申請は可能とするが、その場合は原則、小鹿野町、西秩父商工会のホームページ等に掲載し周知を図るものとする。

(3) 登録申請のあった店舗等に対しては、審査を経た上で取扱店として登録を行い、下記(4)に示すおがニャッピープレミアム付商品券取扱店登録証明書、取扱店掲示物等を令和2年7月1日(水)より順次交付する。ただし、登録後であっても、申請内容に虚偽記載のある場合や本要項に違反する行為等が認められる場合は、登録を取消すものとする。

(4) 取扱店の配布資料等 (無償提供)

- ① おがニャッピープレミアム付商品券取扱店登録証明書
- ② 店内掲示用ポスター一式
- ③ 商品券代金請求依頼書(換金伝票)(20枚綴)1セット
- ④ のぼり旗・ポール1セット(旗1枚・ポール1本)(追加購入は下記のとおり)

**※④の追加希望は、追加希望セット数を登録申請書の所定箇所に記入する。**

**有料(1セット税込:2,000円)**

## 8 取扱店の責務等

- (1) 商品券は、再使用等を防止するため、受領後直ちに裏面の引換取扱店記入欄に取扱店の印(事業所名(店名)ゴム印、社印(個人事業者は認印でも可)等)を押印し、「使用済券」としなければならない。
- (2) 商品券の1回当たりの利用限度は、額面で6万円までとする。
- (3) 有効期間経過後の令和3年1月1日(金)以後は、商品券を受取ってはならない。
- (4) 商品券は、受け取る前に問題ないかを確認し、偽造ホログラムがない、色合いが

- 明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の使用を拒否するとともに、その事実を速やかに商工会及び警察に通報するものとする。
- (5) 使用済券の使用は、これを拒否しなければならない。既に取扱店の印が押印された商品券は「使用済券」とみなし、使用を拒否しなければならない。
  - (6) 商品券を取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引に使用したり、譲渡・売買するなど本事業の趣旨に反する行為をしてはならない。
  - (7) 商品券が利用できる取扱店であることが明確となるよう、商工会から配付された取扱店掲示物等を分かりやすい場所に掲示するものとする。

## 9 換金手続等

- (1) 取扱店は、商工会において「おがニャッピープレミアム付商品券取扱店登録証明書」を提示し、「おがニャッピープレミアム付商品券商品券換金請求書」及び「使用済券」を提出の上、換金手続きを行うものとする。なお、取扱店が換金請求時に提出した使用済券の枚数が計数時の使用済券の枚数が合わない場合は、計数時の枚数・金額に修正するものとする。

※商工会受付は平日 8 : 30 ~ 17 : 15 (土日祝日は除く)

下記金融機関に預金口座がない取扱店は、新規に口座を開設しなければ換金を受けることはできない。

- a. 埼玉りそな銀行 小鹿野支店
- b. 埼玉信用組合 小鹿野支店

ただし、上記金融機関で口座開設できないなど特別な理由がある場合は、他支店での口座の登録を可能とする。

- (3) 換金受付期間は、令和 2 年 7 月 20 日(月)から令和 3 年 1 月 15 日(金)までとする。
- (4) 換金支払期間は、令和 2 年 8 月 17 日(月)から令和 3 年 2 月 1 日(月)までとする。  
換金支払は、上記(2)に明記した取扱金融機関で取扱店が指定した口座に振込むことにより行う。※なお、毎月 15 日までの換金受付分については当月末(土・日・祝・年末年始の場合は、翌営業日)に、毎月 16 日から月末までの換金受付分については、翌月 15 日(土・日・祝の場合は、翌営業日後)に振込むものとする。
- (5) 商品券の換金手数料の負担は、「無料」とする。

## 10 商工会の責務

商工会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の売上金は換金のために使用する。
- ② 商品券の発行、回収及び在庫枚数を記載した記録簿を作成する。
- ③ 商品券の保管は、厳重に行う。
- ④ 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに商工会長に盗難、紛失を報告するものとする。

失した商品券の番号等を報告するとともに、取扱店にその旨を通知する。

- ⑤ 商工会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は商工会の責務とし、商工会は損害の補填をするものとする。
- ⑥ 本事業に関する書類・個人情報等は、適正に作成・管理の上、本事業が終了した後も、事業検査が完了するまで保管しなければならない。
- ⑦ 上記の各号のほか、商品券発行业に必要な運営管理を行う。
- ⑧ この要項に定めるもののほか、商品券発行业の実施に伴い必要な事項は商工会長が別に定めるものとする。

#### 附則

(実施の時期)

1. この実施要項は、令和2年6月10日から施行する。

(一部改定)

1. 第9項 換金手続等の一部変更については 6月15日から実施する。
2. 第2項 商品券発行等 (14)取扱店登録料の一部変更については7月2日から実施する。